

新たなオンライン利用に関する取組について

平成23年9月28日

内閣官房 情報通信技術(IT)担当室
総務省 行政管理局

政府のIT政策（IT基本法の制定～これまで）

2001年～

2006年～

2009年

2010年

～2020年

**e-Japan戦略
(2001年1月)
ブロードバンド
インフラの整備**

- ①インフラ
2005年のインターネット環境整備
・高速 3,000万世帯
・超高速 1,000万世帯
- ②電子商取引、
- ③電子政府、
- ④人材

4分野

**e-Japan戦略II
(2003年7月)
IT利活用重視**

- 先導7分野でのIT利活用の促進
- ①医療、②食、③生活
- ④中小企業金融、
- ⑤知、⑥就労・労働、
- ⑦行政サービス

7分野

**IT新改革戦略
(2006年1月)
ITによる構造改革力追求**

- ①医療、②環境、③ITによる安全・安心な社会、④ITS、⑤電子行政、⑥IT経営、⑦豊かな生活、⑧ユニバーサルデザイン社会、⑨インフラ、⑩安心できるIT社会、⑪高度IT人材、⑫人的基盤づくり、⑬研究開発、⑭国際競争力、⑮国際貢献

15分野

**三か年
緊急プラン
i-Japan戦略2015
(2009年7月)
誰もがデジタル技術の
恩恵を実感**

- 3大重点プロジェクト
- ①電子政府・自治体
- ②医療
- ③教育・人材
- 産業・地域の活性化及び新産業
- デジタル基盤の整備

3+2分野

**新政権
の発足**

**新たな情報通信
技術戦略
(2010年5月)
新たな国民主権の確立**

- ・府省縦割りを排し、政治主導により機動的に実行できるよう本部体制を見直し
- ・従来と比べ、期限を切り、より具体的に
- ・新成長戦略と連携

- ①国民本位の電子行政の実現
- ②地域の絆の再生
- ③新市場の創出と国際展開

重点3本柱

インフラから利活用へ

ITによる社会課題の解決

人間中心のデジタル
社会の実現

非連続な飛躍を支える重点戦略に絞り込み

2005年までに世界最先端のIT国家を実現

2010年いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる社会の実現

国民主役のデジタル安心・活力社会の実現

国民主導の社会、知識情報社会への転換を実現

「新たな情報通信技術戦略」の概要(2010.5 IT戦略本部決定)

◆基本認識

- 政府・提供者主導から国民主導の社会への転換に、徹底的な情報公開が必要であり、情報通信技術が果たす役割は大
- 国民主導の社会では、市民レベルで知識・情報が共有され、新たな「知識情報社会」への転換が実現し、暮らしの質を飛躍的に向上
- 新たな国民主権の社会を確立するための非連続な飛躍を支える重点戦略（3本柱）に絞り込んだ我が国の持続的成長を支持
- 戦略の実施に当たり、これまで効果を上げていない原因を徹底的に追究し、関係府省間、自治体等との連携等を進め、国を挙げて推進

◆重点戦略（3本柱）

1. 国民本位の電子行政の実現

- 情報通信技術投資を総括した上で、実質的権能を有す政府C I Oを設置し行政の効率化を推進
- 国民ID制度の整備、自己の情報の活用を本人が監視等できる制度等を整備
- **便益の高い行政サービスをオンライン/オフライン（行政キオスク端末等）でいつでも利用可能に**
- 行政が保有する情報を2次利用可能な形で公開、原則、すべてインターネットで利用可能に

2. 地域の絆の再生

- 国民が自らの健康・医療情報を電子的に活用可能な全国レベルの情報サービスを創出 等

3. 新市場の創出と国際展開

- 情報通信技術関連の研究開発を重点的に推進し、早期に市場へ投入
- デジタルネイティブの能力を活かし、コンテンツ等の新事業を創出 等

◆今後の進め方

- 電子行政、医療情報化、I T Sに関するタスクフォースにおいて、工程表の実現に向けた調査・検討を強力的に推進
- 情報通信技術の利活用を阻む既存制度等を徹底的に洗い出し、抜本的に見直す
- 企画委員会において進捗をフォロー・評価し、必要に応じ工程表の修正を行うPDCAサイクルを着実に実施

オンライン利用に関する計画等(政府のIT政策との関係)

IT戦略

重点計画

電子政府構築計画

我が国のIT国家戦略として策定

※ e-Japan戦略等はIT基本法に基づくものではない

左の戦略に掲げる目標に向け、「IT基本法」に基づき、毎年度の重点実施事項を決定

重点計画における重要政策分野の一つである「行政の情報化」(電子政府の構築)のための具体的な取組内容を決定。重点計画の別添として位置付け

e-Japan戦略
(2001年1月IT戦略本部決定)

目標=5年以内(2005年)に世界最先端のIT国家となる

e-Japan戦略Ⅱ
(2003年7月IT戦略本部決定)

目標=5年以内(2005年)に世界最先端のIT国家となる。また、2006年以降も世界最先端であり続ける

IT新改革戦略
(2006年1月IT戦略本部決定)

目標=世界に先駆けて2010年度にはITによる改革を完成し、いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる社会を実現する

i-Japan戦略2015
(2009年7月IT戦略本部決定)

新たな情報通信技術戦略
(2010年5月IT戦略本部決定)

e-Japan重点計画(2001年3月)

e-Japan重点計画-2002(2002年6月)

e-Japan重点計画-2003(2003年8月)

e-Japan重点計画-2004(2004年6月)

IT政策パッケージ-2005(2005年2月)

重点計画-2006(2006年7月)

IT新改革戦略 政策パッケージ(2007年4月)

重点計画-2007(2007年7月)

IT政策ロードマップ(2008年6月)

重点計画-2008(2008年8月)

デジタル新時代に向けた新たな戦略~三か年緊急プラン~(2009年4月)

工程表(2011年8月改訂)

電子政府構築計画(2003年7月)

電子政府構築計画(2004年6月)

電子政府推進計画(2006年8月)

電子政府推進計画(2007年8月)

電子政府推進計画(2008年12月)

CIO連絡会議の設置(2002年9月)

オンライン化法の施行(2003年2月)

CIO補佐官等連絡会議の設置(2003年12月)

最適化ガイドライン(2004年2月)

行政情報の電子的提供指針(2004年11月)

オンライン利用促進行動計画(2006年3月)

GPMOの設置(2006年4月)・PMOの設置

電子政府評価委員会の設置(2006年8月)

調達基本指針(2007年3月)

次世代PTの設置(2007年10月)

オンライン利用拡大検討チームの設置(2008年6月)

次世代グランドデザイン(2008年6月)

オンライン利用拡大行動計画(2008年9月)

電子政府ガイドライン作成検討会の設置(2008年10月)

電子政府ユーザビリティガイドライン(2009年6月)

メリハリWG設置(2009年8月)

次世代PT中間報告(2009年12月)

メリハリWG中間報告(2009年12月)

新たなオンライン利用に関する計画(2011年8月)

これまでのオンライン利用に関する具体的取組

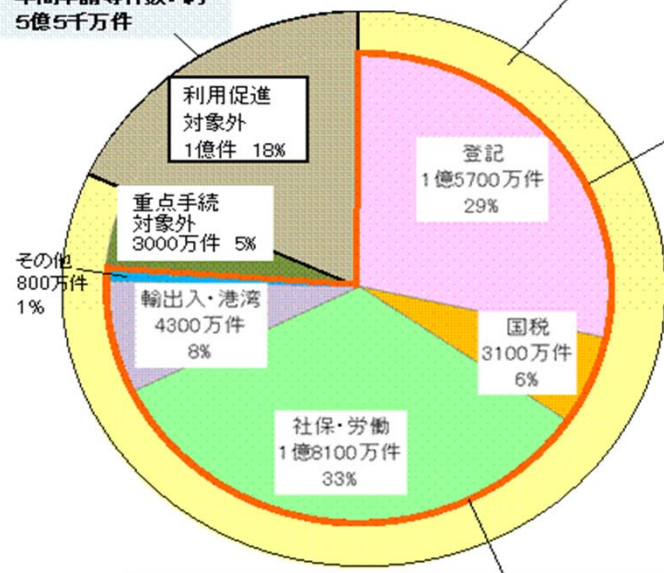
- e-Japan戦略（平成13年1月 | T戦略本部決定）
「2003年までに、国が提供する実質的にすべての行政手続きをインターネット経由で可能とする」とした。
- IT新改革戦略（平成18年1月 | T戦略本部決定）
「2010年度までにオンライン利用率50%以上を達成」と明記。
各府省がそれぞれに利用促進対象手続(165手続、廃止・移管等により平成21年度末現在149手続)を定め、利用促進行動計画を策定し、利用促進への取組を実施。



- オンライン利用拡大行動計画（平成20年9月 | T戦略本部決定）
 - ① これまでの取組を抜本的に見直し、利用頻度の高い71手続（全申請件数の76.5%をカバー）に重点化し、新たな利用目標（平成25年度末72%以上）を定め、オンラインの利用促進策に集中的に取り組む。
 - ② 利用率が極めて低調であり、今後とも改善の見込みがない手続については、システム停止を検討するなどメリハリの利いた対応を行う。

全申請・届出等手続
(約1万4千手続)
年間申請等件数: 約5億5千万件

利用促進対象手続 <165手続>
年間申請等件数: 約4億5千万件



<重点手続選定の考え方>

- ◆ 国民や企業による利用頻度が高い年間申請等件数が100万件以上の手続
- ◆ 100万件未満であっても主として企業等が反復的又は継続的に利用する手続 等

重点手続分野ごとの手続数							
登録	国税	働 社会 働	輸 入 輸 出	産 業 財 産 権	自 動 車 登 録	その他	
5	15	21	20	1	1	8	

重点手続 <71手続> 年間申請等件数: 約4億2千万件

- 主な重点的取組事項**
- ◆ 認証基盤の抜本的な普及拡大（公的個人認証サービスの改善等）
 - ◆ オンライン利用に係るガイドラインの策定
 - ◆ 経済的インセンティブの向上（手数料体系の見直し等）
 - ◆ 添付書類の削減（添付書類を省略できる範囲の拡大等）
 - ◆ 窓口サービスの充実（パソコンに不慣れなものに対する窓口での補助の充実等）
 - ◆ 使い勝手の向上（初期設定の簡素化等）
- 行動計画の着実な実行を確保するため、総務省は、計画の実施状況を厳格にチェック。また、電子政府評価委員会が評価し、PDCAサイクルを確立
- 行動計画に基づきオンライン利用拡大を図る一方で、利用が極めて低調な手続については、システム停止も含めて見直し(メリハリの効いた対応)

オンライン利用に関する現状(最新:平成21年度の状況)

◆ 国の行政手続のオンライン化率

国の行政手続のオンライン化率は、平成20年度までは90%台で推移してきたが、拡大行動計画における「メリハリの効いた対応」に基づき、利用が低調で今後も改善の見込みがないシステムの運用を停止した結果、21年度は、52%(14,452手続中7,584手続がオンライン利用可能)と低下

年度	19年度	20年度	21年度
オンライン化率(%)	94	92	52

◆ オンライン利用状況

- 71重点手続については、平成21年度のオンライン利用率は56.3%であり、拡大行動計画における当該年度の計画値(49.7%)を達成
- 申請・届出等手続全体では、平成21年度39.5%

《主な重点手続分野とその利用状況》

《改善措置の例》

重点手続分野	19年度 実績値	20年度 実績値	21年度		25年度 目標値
			実績値	計画値	
重点手続分野(71手続)	43%	50.6%	56.3%	49.7%	72%
登記(5手続)	34%	47.2%	54.8%	42%	71%
輸出入・港湾(20手続)	91%	92.4%	93.0%	92%	93%
国税(15手続)	23%	36.6%	45.4%	40%	65%
社会保険・労働保険(21手続)	42%	45.6%	50.3%	47%	70%
産業財産権出願関連(1手続)	92%	92.6%	93.0%	92%	93%
自動車登録(1手続)	54%	54.3%	57.4%	56%	60%

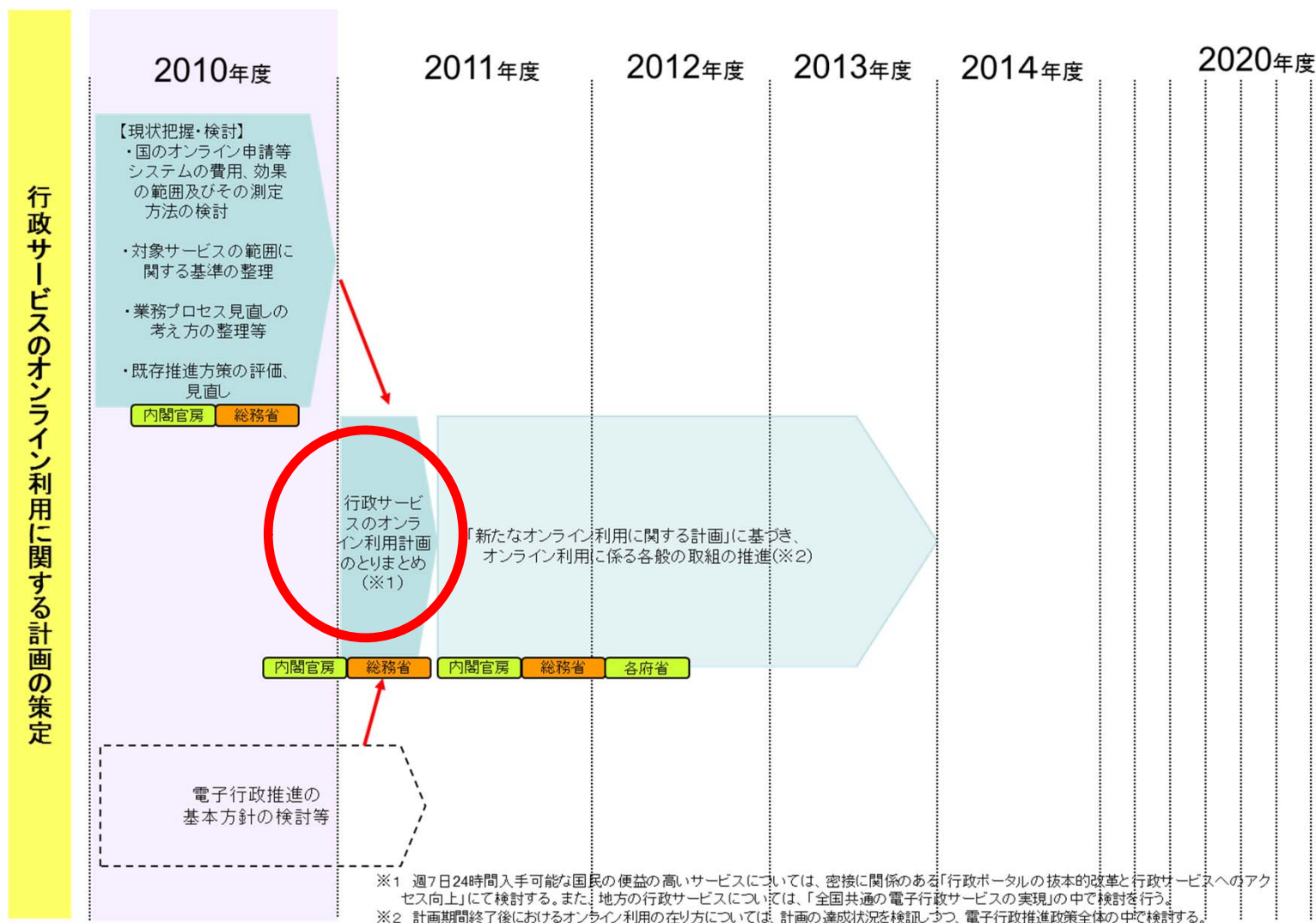
- 添付書類の削減
→ 確定申告の領収書等の添付が不要に(3年間の保管義務へ)
- 本人確認の簡素化
→ 税理士、社会保険労務士等代理人申請時は不要に
- 経済的インセンティブの向上
→ 登記事項証明1,000円が700円に
→ 確定申告や登記で5,000円の税額控除
- 申請システムの使い勝手の向上
→ 利用者の声を反映した申請画面の簡易化

新たな情報通信技術戦略におけるオンライン利用計画について

■ 新たな情報通信技術戦略（平成22年5月 | T戦略本部決定）

行政サービスのオンライン利用については、費用対効果等を検討し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上で、業務プロセスを徹底的に見直すという考え方の下、オンライン利用に関する計画を2010年度中にとりまとめる。

■ 新たな情報通信技術戦略 工程表（平成22年6月 | T戦略本部決定 平成23年8月 改訂）



◆ オンライン利用に関する現状を踏まえた結果分析


- e-Japan戦略（平成13年1月 | T戦略本部決定）
- IT新改革戦略（平成18年1月 | T戦略本部決定）

⇒ 申請等受付システムに対して、オンライン利用による効果が十分発現していないとの指摘あり。

- オンライン利用拡大行動計画（平成20年9月 | T戦略本部決定）

⇒ オンライン化率は、2008(H20)年度の92%から、2009(H21)年度は52%
(14,452手続中7,584手続がオンライン利用可能)と低下したが、
71重点手続の利用率は、2009年度で56.3%と当該年度の計画値(49.7%)を達成。

⇒ 書面によるものも含め、そもそも申請等が行われていない手続（いわゆるゼロ件手続）がオンライン化されているなど、効果が期待できないものも見受けられる。
また、申請等が行われている手続であっても、非電子的処理を前提とした既存の業務の分析・見直し等が不十分である。
重点手続の一層の促進とオンライン利用の範囲の見直しを更に進めていく必要がある。



「新たなオンライン利用に関する計画」策定の視点

新たなオンライン利用に関する計画(概要)

新たなオンライン利用に関する計画(平成23年8月3日IT戦略本部決定)

オンライン利用拡大行動計画に代わる計画として、平成23~25年度を計画期間とするオンライン利用に係る取組を推進する。

○オンライン利用の範囲の更なる見直し

- ・ 現在オンライン利用が可能な約7,500手続について、費用対効果等の検討を実施する。
- ・ 費用対効果が見込めない手続については、原則としてオンライン利用を停止。 継続が必要な個別事由がある場合には、電子行政タスクフォース等にて客観的な評価を実施する。
- ・ 重点手続は基本的にオンライン利用継続とするが、業務プロセス改革を行い、費用対効果の向上について検討する。

○サービスの品質向上に重点を置いたオンライン利用の改善、共通的な取組方針の策定

- ・ 重点手続については、更なる改善、普及に向けた取組を実施する。
- ・ 共通的な取組方針として、以下を始めとする9つの事項を提示。
手続の必要性の見直し、手続に必要な書類の削減・簡素化、申請システムの使い勝手の向上、本人確認方法に係る見直し、バックオフィス業務の見直し、経済的インセンティブの向上等

○業務プロセス改革の推進

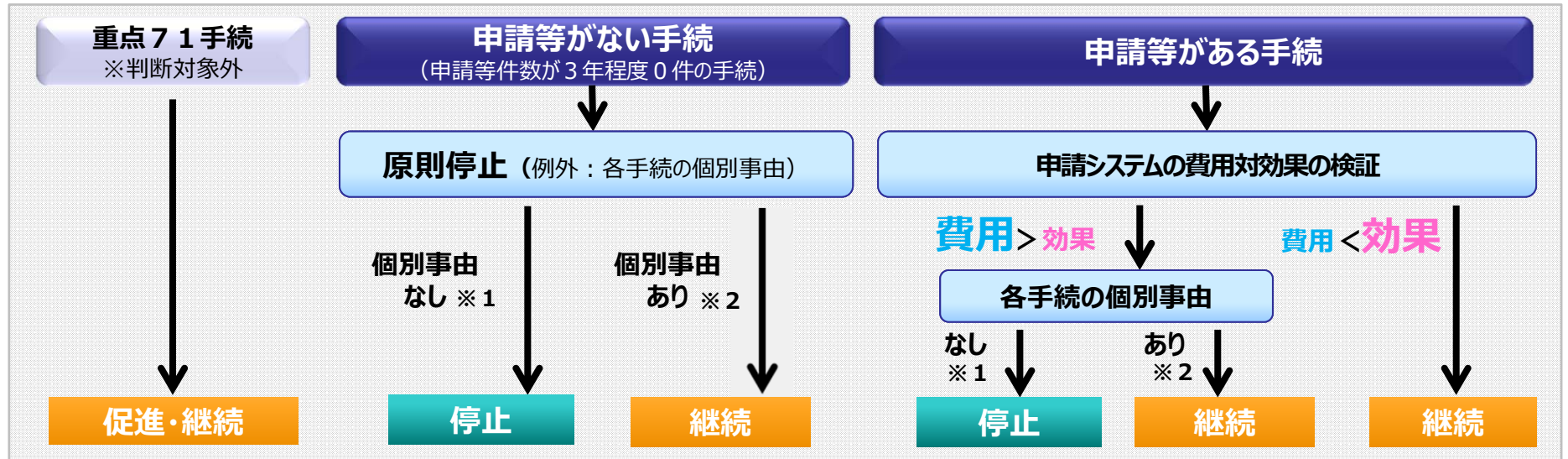
- ・ 重点手続を対象に、オンライン利用率だけでなく、国民の利便性や行政運営の効率化等の成果指標を設定する。
- ・ 制度全体を視野に入れ、手続に係る関係者の作業フローを把握・分析しつつ「業務プロセス改革計画」を各府省にて策定する。
- ・ 「業務プロセス改革計画」は、電子行政タスクフォースでのヒアリング、企画委員会での審議を経て、年内を目途に決定・公表する。

新計画の取組① オンライン利用可能な範囲の判断(概要)

概要

現在オンライン利用が可能な国の行政手続全体（重点71手続を除く。）について、費用対効果等を検討し、オンライン利用の範囲の見直しを行う。

■判断に係る基本的な考え方



■費用対効果の検証に係る基本的な考え方

費用対効果の検証は、システムの単位で行うことを原則とし、費用及び効果の基礎となる数値については、平成22年度のシステムの整備運用経費や申請等件数に基づいて算出する。

$$\text{システム単位の費用対効果} = \frac{\text{当該システムが受け付ける全ての申請等手続の効果の合計}}{\text{当該システムで申請等を受け付けるために必要な整備運用経費等の費用}}$$

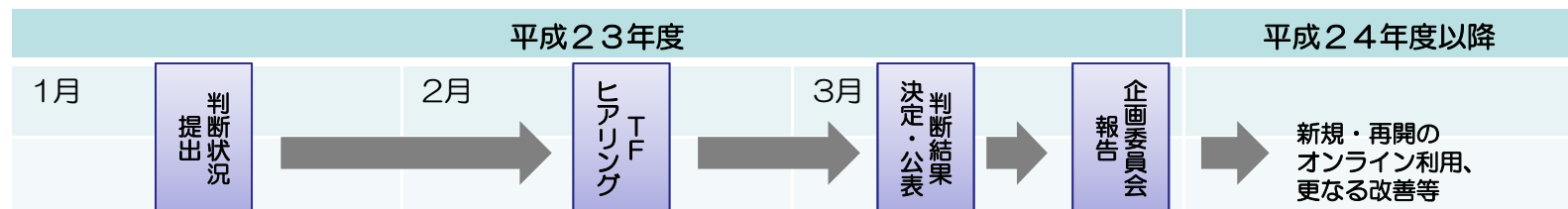
判断結果の報告等

- 個別事由なしとして停止しようとする場合、あらかじめパブリックコメント等により利用者等から意見聴取を行う（※1）。
- 原則停止となるが、継続すべき個別事由ありとする手続は、TFにおけるヒアリングを行い継続の可否を判断する（※2）。
- 停止に当たっては、あらかじめ申請窓口やホームページ等を通じて周知を行う。

判断結果の公表

- 各府省は上記考え方にに基づき全ての判断結果等を内閣官房及び総務省へ提出し、併せてホームページ等にて公表する。
- 内閣官房及び総務省は、各府省の判断結果をとりまとめ、企画委員会に報告する。

スケジュール



新計画の取組② オンライン利用改善に向けた共通的な取組方針

共通的な取組方針	主な内容
1 手続の必要性の見直し	手続を含む制度全体を視野に入れた手続の必要性を見直し、申請等の行為の不要化、関連する手続との統合、手続を行う頻度・回数の軽減、許認可等の有効期間の延長等の検討
2 申請等に必要書類の削減・簡素化	申請書等の記載事項・様式等の簡素化、事業者の確認、自己保管等による添付書類の提出省略、バックオフィス連携による申請等行為の不要化・添付書類の削減、添付書類のオンライン提出の拡大
3 申請システムの使い勝手の向上等	<ul style="list-style-type: none"> 「電子政府ユーザビリティガイドライン」（平成21年7月CIO連絡会議決定）を踏まえた申請画面入力の簡易化、初期設定の簡素化等システムの使い勝手の向上、ヘルプデスク等利用者サポート機能の充実 災害時等申請システムの安定的な運用の確保
4 オンライン利用時における本人確認方法に係る見直し等	本人確認方法を含めた認証方式の再点検、事業者による代理申請時の申請者本人の電子署名の省略、各種認証サービス（商業登記に基づく電子証明書、公的個人認証サービス）の使い勝手の向上等
5 バックオフィス業務の見直し	バックオフィス業務の見直し（業務の電子化・共通化、データベースの一元化・集中化等）により、処理時間の一層の短縮化、申請者が希望する場所で証明書等が受領できるよう、また、同一の手続について、全国どこでも手続の完了までの所要時間に大きな差がなく公平なサービスが提供できるよう検討
6 アクセス手段の多様化等	窓口等でのオンライン入力補助・代行（窓口来所型）サービス等申請者支援の充実、モバイル機器、デジタルテレビ等を活用した行政サービスに対するアクセス手段の多様化の検討
7 経済的インセンティブの向上等	オンライン申請に係る手数料について、利用者に対し目に見える形でオンライン利用のメリットを明らかにすべく見直し、手数料の納付方法の更なる多様化に向けた検討、税制上の優遇措置（電子政府推進税制）の実施（24年度まで）
8 国等におけるオンライン利用の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 国（各府省）が、自ら率先してオンラインを利用するとともに、国が電子的に発行した証明書等についても積極的に受入れ 地方公共団体におけるオンライン利用に係る基盤の整備（地方税ポータルシステムの更なる普及拡大等）
9 広報・普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> 重点的・効果的なオンライン利用に関する広報、普及・啓発（窓口等におけるオンライン利用の勧奨、各種団体と連携した講習会、説明会の実施、電子政府推進員を通じた普及啓発等） 企業等におけるオンライン利用の普及に向けた取組（国が電子的に発行した証明書等の受入れ促進、オンライン利用促進に向けた意見交換の実施、申請データのフォーマット公開等企業の使い勝手の向上促進等）

新計画の取組③ 業務プロセス改革(概要)

目的

国民の視点に立って、行政手続のオンライン利用率のみならず、オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた業務・システムの改善及び行政運営の効率化を実現すること

【業務プロセス改革の対象手続】

- ・ **重点71手続**
- ・ オンライン利用を継続することとした手続、今後新たにオンライン化される手続（重点手続に準じた取組）

実施方法・手順

- 国民の利便性の向上、行政運営の効率化のための取組の成果指標と目標・達成年限を設定し、当該手続を含む制度全体を視野に入れ、手続に係る関係者の作業フロー等を把握・分析しつつ、業務プロセス改革を推進

成果指標の例

- ① 国民の利便性向上に関する指標→オンライン手続遂行に要する時間やオンライン利用に係る満足度等
- ② 行政運営の効率化に関する指標→業務処理に要する行政コストや時間、業務量に関するもの等
- ③ 国民の利便性・行政運営効率化双方に関する指標→オンライン利用率、ICT活用率等

業務プロセス改革の主な視点

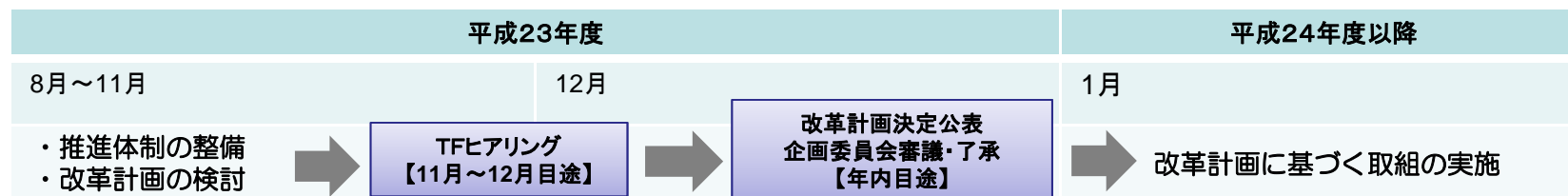
- ① 手続の必要性の見直し
- ② 申請等に必要書類の削減・簡素化
- ③ 申請システムの使い勝手の向上等
- ④ オンライン利用時における本人確認方法に係る見直し等
※ 見直しに当たっては、番号制度や震災復興対策との関係にも留意
- ⑤ バックオフィス業務の見直し
- ⑥ 経済的インセンティブの向上等
- ⑦ 広報・普及啓発 等

※ ICT活用率

- ◆ 磁気媒体の提出、HPでの提出書類作成サービスの利用及び行政キオスク端末その他の情報通信技術を活用して行われた申請等の割合

- 「業務プロセス改革計画」には、①検討・推進体制、②手続・制度に関する基本的情報、③成果指標及び目標、④目標達成に向けた具体的な取組事項及び実施時期を明記（おおむね平成25年度末までに実施する事項を記載）

スケジュール



業務プロセス改革の主な視点

	視点	検討事項（例）
①	手続の必要性の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他の関連手続で入手した申請に関する情報や行政機関が既に保有している情報等を活用することにより、申請等の行為を省略（不要化）できないか。 ○ 同一契機の複数手続を一つの手続に統合するなどして、申請等の行為を少なくできないか。
②	申請に必要な書類の削減・簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請書等の記載事項は、審査基準等に照らして、真に必要な事項に限定されているか。記載させる必要性が乏しい事項はないか。 ○ 同一の手続であっても、受付機関によって、記載事項や申請書等の様式が異なっている例（いわゆるローカルルール）はないか。統一的なルールで実施することはできないか。 ○ 国の行政機関、地方公共団体が発行する書類を添付書類として求めている場合において、バックオフィス連携を図ることにより、添付書類の提出を省略できるものはないか。
③	申請システムの使い勝手の向上等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手続や申請システムを利用する申請者の意見・要望等を適切に把握し、手続の見直しや申請システムの整備（改修を含む）・運用に反映する仕組みはあるか。また、この仕組みを適切に運用しているか。 ○ 電子政府ユーザビリティガイドラインを踏まえて、申請システムの改善に向けた取組を実施しているか。
④	オンライン申請時における本人確認方法に係る見直し等	<ul style="list-style-type: none"> ○ システムの開発・更改・改修等を予定している場合、オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドラインに基づくリスク評価を行っているか。 ○ リスク評価を行った手続について、本人確認方法の見直しを行う必要があるものはないか。
⑤	バックオフィス業務の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請等の受付から業務処理（審査、結果通知、記録の管理等）まで一貫して電子的に処理を行うこととなっているか。
⑥	経済的インセンティブの向上等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手数料がある手続について、書面による申請等とオンラインによる申請等とで、手数料を差別化（オンラインによる場合の手数料等の軽減、書面申請の場合の手数料等の加算等）できないか。
⑦	広報・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 窓口におけるオンライン申請の利用勧奨は、適時・適切に行われているか。職員は、オンラインの利用に関する申請者からの問い合わせに適切に対応できるか。
⑧	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業等が申請主体になっている手続については、手続の特性や利用者の属性等、企業等におけるオンライン利用環境等を踏まえ、効果的な推進方策（意見要望の把握、事業者団体等との意見交換、企業の保有するデータの活用等）を講じているか。

(参考) 重点71手続とは

◆参考◆ 重点71手続一覧

1 登記 (計5手続)

- ・不動産登記の申請
- ・不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等
- ・商業登記 (株式会社) の申請
- ・商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等
- ・成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求

2 輸出入・港湾 (計20手続)

- ・乗員上陸許可及び数次乗員上陸許可の申請
- ・船舶の長による乗員名簿の提出等
- ・輸入 (納税) 申告 (輸入許可前引取り承認申請を含む。)
- ・輸出申告
- ・貨物の積卸しについての書類の呈示
- ・保税運送 (包括) 承認
- ・外国貨物仮陸揚の届出
- ・出港届の提出 (許可)
- ・内国貨物である船用品又は機用品の積込の承認申請
- ・開庁時間外における貨物の積卸しの届出
- ・積卸コンテナ一覧表の提出
- ・積荷、乗組員及び旅客に関する事項の報告並びに入港届の提出 (外国貿易機)
- ・外国往来船又は外国往来航空機との貨物の授受を目的とする交通の許可申請
- ・積荷、乗組員及び旅客に関する事項の報告並びに入港届及び船用品目録の提出 (外国貿易船)
- ・食品等輸入の届出
- ・指定検疫物の輸入届出
- ・輸入植物等の検査の申請
- ・入出港の届出
- ・けい留施設の共用の届出
- ・危険物積込等の許可

3 国税 (計15手続)

- ・国税申告手続 (所得税)
- ・国税申告手続 (消費税 (個人))
- ・国税申告手続 (酒税)
- ・不動産の使用料等の支払調書 (及び同合計表)
- ・不動産等の譲受けの対価の支払調書 (及び同合計表)
- ・不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書 (及び同合計表)
- ・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 (及び同合計表)
- ・給与所得の源泉徴収票 (及び同合計表)
- ・退職所得の源泉徴収票 (及び同合計表)
- ・利子等の支払調書 (及び同合計表)
- ・納税証明書の交付請求
- ・電子申告・納税等開始 (変更等) 届出
- ・国税申告手続 (法人税)
- ・国税申告手続 (消費税 (法人))
- ・国税申告手続 (印紙税)

4 社会保険・労働保険 (計21手続)

- ・概算・増加概算・確定保険料申告書
- ・概算保険料の延納の申請
- ・雇用保険被保険者資格取得届
- ・雇用保険被保険者資格喪失届
- ・高年齢雇用継続基本給付金の申請
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更 (訂正) 届、船員保険・厚生年金保険被保険者氏名変更訂正届
- ・健康保険被扶養者 (異動) 届、船員保険被扶養者 (異動) 届
- ・健康保険・厚生年金保険賞与支払届、厚生年金保険 (船員) 賞与支払届
- ・厚生年金保険被保険者住所変更届、厚生年金保険 (船員) 被保険者住所変更届
- ・国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書
- ・国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書 (ハガキ形式)
- ・年金受給権者現況届
- ・年金受給権者住所・支払機関変更届
- ・年金手帳再交付申請書
- ・国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認・資格喪失・死亡・住所・氏名変更・生年月日変更・性別変更届
- ・国民年金保険料還付請求書
- ・国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届

5 産業財産権出願関連手続 (1手続)

- ・産業財産権出願関連手続

6 自動車登録 (1手続)

- ・自動車の新車新規登録等

7 その他 (計8手続)

- (1) 生命保険 (計2手続)
 - ・生命保険募集人登録事務
 - ・生命保険募集人届出事務
- (2) 無線局 (計2手続)
 - ・無線局免許申請
 - ・無線局再免許申請
- (3) 採捕数量等の報告 (1手続)
 - ・採捕数量等の報告
- (4) 経済産業統計 (計2手続)
 - ・経済産業省生産動態統計調査の申告
 - ・商業動態統計調査の申告
- (5) 特殊車両通行許可 (1手続)
 - ・特殊車両通行許可申請

※ 重点手続

- ◆ 国民や企業による利用頻度が高い年間申請等件数が100万件以上の手続
- ◆ 100万件未満であっても主として企業等が反復的又は継続的に利用する手続 等

IT戦略本部

本部長 : 内閣総理大臣

副本部長 : IT政策担当大臣^{*}、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣

本部員 : 本部長・副本部長を除く全国務大臣及び有識者(10名以内)

※現在、国家戦略担当大臣、内閣府特命担当大臣(「新しい公共」、科学技術政策)、宇宙開発担当大臣を兼務。

企画委員会(副大臣級会合)

IT政策担当大臣(座長)、国家戦略室及び関係府省の副大臣又は政務官

情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会

電子行政に関するタスクフォース

医療情報化に関するタスクフォース

ITSに関するタスクフォース